

令和6年度
歳末たすけあい援護金
(低所得世帯)

申請パンフレット



川越市社協のキャラクター

福ふっくらちゃん

歳末たすけあい援護金（低所得世帯）



申請方法のご案内

12月1日から全国一斉に「歳末たすけあい運動」が展開されます。川越市内においても、毎年市民の皆様からたくさんのあたたかい善意をお寄せいただいております。皆様から寄せられた募金を、低所得世帯や重度要介護高齢者、重度障害児者、民間福祉施設への援護金として配分しております。昨年度同様に、低所得世帯を対象にした援護金の申請の受付は市社協窓口で行っておりますので、ご案内いたします。また、その他の区分の援護金については例年通り、地域の民生委員・児童委員を通じて行います。なお、申請をいただいた場合でも審査の結果、配分が決定されないことがありますのでご了承ください。

1 対象

次の基準の全てに該当する世帯が申請できます。

- ・川越市内に住民登録し、その住所において在宅で生活していること。
- ・住民税が非課税者（令和5年度の住民税＜均等割・所得割＞が課税されていない方のみで構成される世帯。

※生活保護受給世帯は除く。

※1世帯1申請。住民票上で世帯分離していても同一住所は一つの世帯とみなす。

2 申し込み

添付の申請書に加えて、下記の書類をすべて揃えていただき、必要事項をご記入の上9月30日(月)までに市社協窓口^{に直接または郵送で提出してください。}

(1) 住民票の写し（世帯全員分の名前が記載されたもの）・・・ 1通

(2) 令和6年度（令和5年分所得）市民税・県民税非課税証明書

・・・ 15歳以上の世帯員全員分（【例】15歳以上の方が3名いれば3通提出）

※(1)(2)ともに、申請日から3か月以内に発行されたものをご用意ください。

（コピー不可）

※それぞれ取得方法を次ページ以降に記載しているのでご参考ください。



3 配分金額

目安：昨年度実績1世帯10,000円 + 申込書類（住民票の写し・市民税・県民税非課税証明書）の発行手数料分（郵送請求にかかる費用を除く）

※書類不備等で対象とならなかった場合、申込書類の発行手数料はお返すことができませんのでご了承ください。

4 配分方法・期間

申請に基づいて、不備がなければ対象者の銀行口座に12月中旬頃、入金させていただきます。決定の通知は口座への入金をもって代えさせていただきます。

社会福祉法人川越市社会福祉協議会 地域福祉課
〈問い合わせ・提出先〉 〒350-0036 川越市小仙波町2丁目50番地2
TEL:(225)5703 FAX:(226)7666

申請書類取得方法

(1)住民票の写し（世帯全員分の名前が記載されたもの）

窓口請求

【請求できる方】

本人又は本人と同一世帯の方
代理人（委任状および代理人の本人確認書類が必要です。）

【請求に必要なもの】

- ・ 窓口に来る方の本人確認書類（免許証・保険証等）
- ・ 手数料（1通200円）
- ・ 委任状（代理人の場合のみ。様式については下記の受付窓口または川越市役所ホームページから取得できます。）

【受付窓口】

市役所市民課（本庁舎1階）・各市民センター・川越駅西口連絡所

【受付時間】

月曜日から金曜日（祝・休日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

※川越駅西口連絡所のみ 月曜日から土曜日（祝・休日、年末年始を除く）の午前9時30分から午後6時15分まで

郵送請求

【請求できる方】

本人又は本人と同一世帯の方
代理人（委任状および代理人の本人確認書類が必要です。）

【請求に必要なもの】

- ・ 住民票郵送請求書（様式については下記の郵送先または各市民センター・川越駅西口連絡所窓口、川越市役所ホームページから取得できます。）
- ・ 本人確認書類（免許証・保険証等）のコピー
- ・ 手数料（定額小為替1通200円）
※ 定額小為替はゆうちょ銀行・郵便局でお求めください。
- ・ 返信用封筒（84円切手を添付し、請求者の郵便番号・住所・氏名をご記入ください。）※10月1日から郵便料金に変更になります。
- ・ 委任状と代理人の身分証明書のコピー（代理人の場合のみ。委任状の様式については下記の郵送先または各市民センター・川越駅西口連絡所窓口、川越市役所ホームページから取得できます。）

【郵送先】

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 市民課 窓口担当

(2)令和6年度（令和5年分所得）市民税・県民税非課税証明書

窓口請求

【請求できる方】

証明交付年度の1月1日に川越市に住所を有し、収入申告があった本人又は本人と住民登録上同一世帯の親族

代理人（委任状および代理人の本人確認書類が必要です。）

※収入申告がない場合、証明書は発行できません（収入の申告については、市役所市民税課のみの取扱いとなります。）。

【請求に必要なもの】

- ・ 窓口に来る方の本人確認書類（免許証・保険証等）
- ・ 手数料（1通200円×15歳以上の世帯員全員分）
- ・ 委任状（代理人の場合のみ。様式については市役所市民税課（本庁舎2階）または川越市役所ホームページから取得できます。）

【受付窓口】

市役所市民税課（本庁舎2階）・市民課（本庁舎1階）または各市民センター・川越駅西口連絡所

【受付時間】

月曜日から金曜日（祝・休日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

※川越駅西口連絡所のみ 月曜日から土曜日（祝・休日、年末年始を除く）の午前9時30分から午後6時15分まで

郵送請求

【請求できる方】

証明交付年度の1月1日に川越市に住所を有し、収入申告があった本人代理人（委任状および代理人の本人確認書類が必要です。）

【請求に必要なもの】

- ・ 課税・所得・非課税証明交付申請書（郵送申請用）（様式については市役所市民税課（本庁舎2階）または、川越市役所ホームページから取得できます。）
- ・ 本人確認書類（免許証・保険証等）のコピー
- ・ 手数料（定額小為替1通200円×15歳以上の世帯員全員分）
※ 定額小為替はゆうちょ銀行・郵便局でお求めください。
- ・ 返信用封筒（必要な部数の重量を加えた分の切手を添付し、請求者の郵便番号・住所・氏名をご記入ください。）
- ・ 委任状と代理人の身分証明書のコピー（代理人の場合のみ。委任状の様式については市役所市民税課（本庁舎2階）または、川越市役所ホームページから取得できます。）

【郵送先】

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 市民税課 税制担当